

## 空き家の適正管理の促進に関する協定書

池田市（以下「甲」という。）と、公益社団法人池田市シルバー人材センター（以下「乙」という。）、一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会（以下「丙」という。）は、池田市内の空き家が放置され、管理不全な状態となることを防止するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が連携・協力し、池田市内の空き家の適正管理の促進に取り組むことにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### （連携業務）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、必要に応じて相互に情報提供を行うなど、連携・協力して取り組むものとする。

#### （1）空き家見守りサポート業務

イ 乙は、池田市内の空き家の所有者または管理者（以下「所有者等」という。）から当該空き家の現状確認、報告などの見守り業務並びに除草、植木の剪定、清掃などの管理業務（以下「空き家見守りサポート業務」という。）を受託した場合は、誠実に履行するものとする。

ロ 甲は、乙が行う空き家見守りサポート業務について、広報誌及びホームページによりPR活動を行うとともに、所有者等から相談を受けた場合または空き家の適正管理に関する指導等を所有者等に行う場合に所有者等へ情報提供を行うものとする。

ハ 丙は、乙が行う空き家見守りサポート業務について、丙が持つノウハウの提供及び乙の管理スタッフ、運営管理者等の構成員に対する研修など、業務の実施、運営に対する支援を行うものとする。

#### （2）空き家の適正管理意識の啓発業務

イ 甲は、池田市民及び所有者等の空き家の適正管理に関する意識啓発のため、セミナー開催等を行うものとする。

ロ 乙及び丙は、甲が実施するセミナー開催等の支援を行うものとする。

2 前項第1号ハについては、乙丙間で業務内容に関する覚書を締結した後に実施するものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、満了の翌日から期間を1年間として同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の取り組みにより知り得た所有者等に関する個人情報等を適切に管理し、本協定の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない。ただし、所有者等本人の承諾を得た場合、または個人が特定できない統計情報として使用する場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の取り組みから生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継してはならない。

(変更)

第6条 甲、乙又は丙が本協定内容の変更を申し出た場合は、その都度甲乙丙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 6月16日

甲 大阪府池田市城南1丁目1番1号  
池田市  
池田市長 倉田 薫

乙 大阪府池田市菅原町1番1号  
公益社団法人池田市シルバー人材センター  
理事長 眞下 照雄

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目1番8号リバースビル3階  
一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会  
代表理事 米田 淳